

令和6年度

# 定期監査報告書

洲本市監査委員

# 令和6年度定期監査報告書

## 1. 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

## 2. 監査の対象

### (1) 対象事務

令和5年4月1日から令和6年10月31日までの財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納保管、財産管理事務）及び所管事務から選定した。

### (2) 監査対象課

産業振興部（農政課、農地整備課、林務水産課、商工観光課）

## 3. 監査の着眼点

監査対象となった事務が法令に適合し、適正に行われているかを主眼として監査を実施した。

## 4. 監査の実施内容

### (1) 監査の期間

令和6年12月5日から令和7年1月28日

### (2) ヒアリング実施日

日程：令和7年1月28日（火）

場所：洲本市役所4階 403会議室

### (3) 監査方法

監査にあたっては洲本市監査基準に基づき、監査対象課から提出された資料及び令和5年度文書リスト(確定分)を参考に監査対象事務を抽出により選定し、簿冊の閲覧、計算突合及び関係職員への質問等により実施した。

## 5. 監査執行者

監査委員 真野 陽一

監査委員 中野 睦子

## 6. 監査対象課の概要（令和6年10月31日現在）

### （1）産業振興部 農政課

#### ア 人員について

農政課は、課長以下15人で担い手育成係5人、農業・農村係9人、道の駅推進室4人（兼務）、会計年度任用職員3人（内数）の職員が配置されている。

#### イ 主な事務分掌

- ・ 農業経営基盤強化促進審議会に関すること
- ・ 農業経営基盤の強化促進に関すること
- ・ 担い手の育成及び支援に関すること
- ・ 新規就農者及び農業後継者に関すること
- ・ 集落営農の推進に関すること
- ・ 農地中間管理機構に関すること
- ・ 農用地利用集積計画に関すること
- ・ スマート農業の推進に関すること
- ・ 農業関連制度資金に関すること
- ・ 農産物直売所活動の推進に関すること
- ・ 一般財団法人五色ふるさと振興公社に関すること
- ・ 高田屋嘉兵衛公園に関すること
- ・ 高田屋嘉兵衛公園における道の駅の整備に関すること
- ・ 旧由良交流センターに関すること
- ・ 地域おこし協力隊に関すること（農政課所管分）
- ・ 水田農業政策に関すること
- ・ 農会長会等に関すること
- ・ 野菜振興政策に関すること
- ・ 果樹及び花きの振興政策に関すること
- ・ 畜産振興政策に関すること
- ・ 家畜排せつ物対策に関すること
- ・ 家畜伝染病防疫に関すること
- ・ 畜産共進会及び農業祭に関すること
- ・ 環境保全型農業に関すること
- ・ 地産地消及び食育に関すること
- ・ 農業の6次産業化の支援に関すること
- ・ 都市農村交流に関すること
- ・ 農業振興地域整備計画に関すること
- ・ 農林業センサス等統計に関すること
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること
- ・ 耕作放棄地の再生及び発生防止に関すること
- ・ 中山間地域直接支払制度に関すること
- ・ 菜の花・ひまわりエコプロジェクトに関すること

- ・バイオマス産業都市に関すること
- ・株式会社淡路島第一次産業振興公社に関すること
- ・農業・農村公園に関すること
- ・農業関連施設に関すること

#### ウ 所管施設について

農政課は、城戸アグリ公園・多目的広場等の農業・農村公園、及び中山間総合活性化センター等の農業関連施設、高田屋嘉兵衛公園を所管している。

### (2) 産業振興部 農地整備課

#### ア 人員について

農地整備課は、課長以下 11 人で土地改良係 6 人、地籍調査係 3 人、会計年度任用職員 1 人(内数)、淡路県民局洲本土土地改良事務所派遣 1 人の職員が配置されている。

#### イ 主な事務分掌

- ・土地改良関係団体に関すること
- ・土地改良事業の推進に関すること
- ・県営土地改良事業に関すること
- ・ため池届出事務に関すること
- ・市営土地改良事業に関すること
- ・共同施行による土地改良事業に関すること
- ・部に属する防災対策事業に関すること
- ・換地計画に関すること
- ・市有農業用施設の財産管理に関すること
- ・市単独補助土地改良事業等に関すること
- ・農業施設災害復旧事業に関すること
- ・地籍調査に関すること
- ・多面的機能支払に関すること

#### ウ 所管施設について

農地整備課の所管施設はない。

### (3) 産業振興部 林務水産課

#### ア 人員について

林務水産課は、課長以下 5 人で、課長補佐 1 人、治山林務係 1 人、水産振興係 2 人の職員が配置されている。

#### イ 主な事務分掌

- ・治山事業に関すること
- ・林道に関すること

- ・ 森林病虫害の防除に関する事
- ・ 森林施業に関する事
- ・ 森林経営管理制度に関する事
- ・ 林地台帳に関する事
- ・ 木材の利用促進及び緑化推進に関する事
- ・ 洲本市・南あわじ市山林事務組合に関する事
- ・ 水産振興事業の推進に関する事
- ・ 漁港整備及び漁港区域の管理に関する事
- ・ 漁港海岸の整備及び管理に関する事
- ・ 洲本港及び由良地区の漁業関連施設用地の管理に関する事
- ・ 漁業センサス等統計に関する事

#### ウ 所管施設について

林務水産課では、治山林務係で柏原林道外5路線（11,514m）の林道を所管、水産振興係で炬口漁港、鳥飼漁港、船瀬漁港を所管している。

### （4）産業振興部 商工観光課

#### ア 人員について

商工観光課は課長以下12人で、主幹1人、観光交流係7人、商工労政係2人、会計年度任用職員3名（内数）、淡路島くうみ協会派遣1人の職員が配置されている。

#### イ 主な事務分掌

- ・ 観光産業の育成及び振興に関する事
- ・ 公園施設等に関する事（他課所管のものを除く）
- ・ 海水浴場に関する事
- ・ イベントの開催に関する事
- ・ 観光振興団体に関する事
- ・ 起業誘致に関する事
- ・ 商工業の育成及び振興に関する事
- ・ 商工業団体に関する事
- ・ 中小企業等の支援に関する事
- ・ 創業支援に関する事
- ・ 大規模小売店舗立地法の施行に関する事
- ・ 採石法の施行に関する事
- ・ 船員法の施行に関する事
- ・ 公設市場および公園下倉庫跡地の暫定利用に関する事
- ・ 市営駐車場の管理に関する事
- ・ 洲本アルチザンスクエアの管理に関する事
- ・ ふるさと洲本交流スペースの管理に関する事
- ・ 労働の福祉と教育に関する事

- ・技能功労者表彰に関すること
- ・失業対策と雇用に関すること
- ・中小企業経営強化法における先端設備等導入計画に関すること
- ・未来の担い手確保奨学金返還支援補助金の交付に関すること
- ・コワーキングスペース開設支援補助金の交付に関すること
- ・IT 関連事業振興補助金の交付に関すること
- ・コモード 56 公衆便所に関すること

#### ウ 所管施設について

商工観光課では、観光交流係は、三熊山公園施設、大浜公園施設等の公園施設及び大浜海水浴場、都志海水浴場を所管、商工労政係で洲本アルチザンスクエア及び市内3か所の市営駐車場施設を所管している。

## 7. 監査の結果

今回の監査結果は次のとおりである。

### (1) 産業振興部 農政課

#### ●支出事務について

##### ア 中山間地域等直接支払事業交付金について

この交付金は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するための国・県・市による支援制度によるものである。集落等を単位に農用地を維持していくための取り決め（協定）を定め、それに従って農業生産活動等を行う場合に面積に応じて交付されるもので、計画期間は5年、令和5年度はその4年目である。交付対象は40集落で、令和5年度は144,951,438円が交付されている。

交付に際しては、洲本市農業関係補助金等交付要綱及び洲本市補助金等交付規則に基づいて、処理されており、関係簿冊を確認し、概ね適正に処理されていた。

##### イ 道の駅機能を含む高田屋嘉兵衛公園再整備基本及び実施設計業務委託について

この業務は、高田屋嘉兵衛公園の道の駅整備工事の実施に向けた基本設計・実施設計並びに各種検討を行う業務である。令和3年度に公募型プロポーザルにより、受託業者を3事業者より選定しており、令和4年1月28日に65,263,000円で契約している。しかし、アフターコロナの対応や価格高騰など社会情勢の変化を考慮し、契約の大部分である基本設計及び実施設計を仕様から削除し、52,233,500円の大幅な減額の変更契約をしている。業務は令和6年3月29日に完了し、同日に検査を行っている。

当委託業務について、契約関係書類及び公募型プロポーザル関係書類等を確認したところ、概ね適正に処理されていた。

## (2) 産業振興部 農地整備課

### ●支出事務について

#### ア 農地中間管理機構関連農地整備事業

##### 市原地区 オヶ本東工区農地整備工事について

この工事は、中川原町市原地区における農作物の生産量の向上及び中型機械化体系を導入し労働力を軽減させるためのほ場整備工事として当初 1.4ha の整備工事として、9社による制限付き一般競争入札により業者を選定し、令和5年7月25日に48,136,000円で契約している。その後隣接地権者からの要望や盛土基盤の強化、張芝工の面積増加などで令和6年3月29日に契約金額を100,590,600円、工期を令和6年6月29日に変更、令和6年6月13日には、雨天による営農スケジュールのずれ込みにより着工すると稲作開始に影響を及ぼすために工事を取りやめた事などで、契約金額を83,887,100円に変更している。

令和6年3月28日には工事の一部が完成し、該当部分の工事検査を同日に工事検査員が行い、完成に先立って引き渡しを受けている。すべての工事が完成したのは、繰越明許により令和6年6月20日で、6月28日に工事検査員による検査を行っている。

同工事について、契約関係書類及び完了届等を確認したところ、概ね適正に処理されていた。

#### イ 下塚1地区地籍調査業務（2項委託）について

この業務は、地籍の早期明確化のため、令和5年度地籍調査事業計画に基づき進められている。業務の内容は、下塚・鳥飼上地区における0.2km<sup>2</sup>の地籍について、土地所有者と現地にて立会い、境界を確認し、測量を行い土地の面積を算出することである。

契約については、13社による指名競争入札により業者を選定、令和5年7月10日に12,100,000円で契約している。令和5年10月6日には現地踏査の結果、調査面積を0.01km<sup>2</sup>追加するなど契約金額を12,741,300円に変更している。

業務は令和6年3月15日に完了し、同日に検査員が検査している。

当業務について、契約関係書類及び仕様書に記載の成果品等を確認したところ、概ね適正に処理されていた。

#### ウ 農村地域防災減災事業 洲本（推進調査）7地区

##### ため池定期点検業務委託について

この業務は、健全度が「健全」、「要注視」の特定ため池に対して、5年に1回、専門技術者による点検を定期的実施、健全度等を評価するとともに、その結果に応じた対策を早期に講じることにより、災害の未然防止を図ることを目的としている。

契約については、10社による指名競争入札により業者を選定、令和5年8月30日に4,180,000円で契約している。令和5年11月20日には当初点検するため池の数が45池であったが、計画的に防災対策を推進するため21のため池の調査を追加

し、契約金額を 5,979,600 円に変更している。業務は令和 6 年 2 月 29 日に完了し、令和 6 年 3 月 1 日に検査を行っている。

当業務について、契約完了書類等及び完了届、業務報告書等を確認したところ、仕様書に記載の「ため池定期点検表」と各点検項目についての写真なども添付され、概ね適正に処理されていた。

#### エ 多面的機能支払交付金について

この交付金は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮をはかるため、地域資源の適切な保全管理を推進する国の制度に基づく交付金である。集落等の単位で組織する活動団体を対象とし、農地の環境保全活動や施設の補修などの活動計画を 5 か年で策定、その計画に基づき各年度の実績を確認して交付している。

令和 5 年度は 5 か年計画の 5 年目にあたる。交付対象は 69 団体あり、令和 5 年度は、131,459,154 円が交付されている。この交付金事業については、年度末残額を翌年度に繰り越すことが認められており、5 か年計画の最終年度の繰越については、翌年度以降に事業を継続しない団体は残額を返還するものとなっている。

交付に際しては、洲本市補助金等交付規則に基づいて処理されており、支出に関する手続き、関係簿冊及び各団体からの実績報告書を抽出し確認したところ、概ね適正に処理されていた。

### (3) 産業振興部 林務水産課

#### ●収入事務について

##### ア 市営炬口駐車場使用料について

洲本市営炬口駐車場に係る使用料である。洲本市営炬口駐車場の設置及び管理に関する条例第 5 条に基づき、駐車時間により使用料を定めている。駐車スペースは 62 台分である。

令和 5 年度 of 駐車場使用料は、調定額、収入額共に 1,560,600 円である。収入のうち一般利用分が 699,000 円、淡路医療センター利用分が 861,600 円である。淡路医療センターとは令和 5 年 3 月 6 日に、令和 5 年度中の平日に一日の駐車あたり 300 円で 35 台分の駐車について覚書を交換していたが、令和 5 年 7 月 27 日に期間を令和 5 年 7 月 31 日までと変更している。

収納については、概ね毎月 1 回、月初めに職員が精算機から回収、集計して前月分として調定している。8 月は繁忙期として 2 回の回収としている。

以上、使用料の関係簿冊を確認し、概ね適切に管理されていることを確認した。

##### イ 小型船舶専用係留（フィッシャリーナ）施設使用料について

炬口漁港の小型船舶の係留施設に係る使用料である。洲本市漁港の設置及び管理に関する条例第 12 条に基づき、係留施設の長さにより使用料を定めている。施設は全体で 104 バースあり、令和 6 年 3 月末時点で 78 バースを使用している。

令和 5 年度中の異動については、5 バースが廃止で、8 バースが新規、1 バースが変更している。

令和5年度におけるフィッシャリーナ施設使用料は、調定額 10,451,900 円に対し、収入済額は 10,324,400 円で収入未済額は 127,500 円である。収入済額の内訳は、新規が 696,000 円、継続使用が 9,628,400 円である。収入未済額については平成 31 年度からの繰越であり、滞納者についての記録は別簿冊で管理されている。

洲本市漁港の小型船舶専用係留施設の使用料の減免に関する要綱第 2 条第 1 項第 1 号により、条例及び規則の施行日以前から炬口漁港施設内において自己所有の小型船舶を係留している場合として、7 件の減免申請を受け付けている。

以上、関係簿冊を確認したところ、使用料の収入については、概ね適正に管理されていた。

## ●支出事務について

### ア 洲本市新規漁業就業支援事業補助金について

この補助金は、新たに漁業に就業しようとする若者等に対して、必要な支援を行うことにより、漁業後継者の確保及び育成を図ることを目的としている。洲本市水産業関係補助金等交付要綱に基づき、水産業振興のための取組を行う事業として、洲本市新規漁業就業者支援事業実施要領で交付対象、補助金額を定めている。

令和5年度の対象者は1人、令和4年度からの継続で2年目、漁協からの申請により、年額 240,000 円を補助している。

手続きは洲本市補助金交付規則により申請書等の必要書類が提出されているが、補助金の交付決定の決裁ではなく、申請者への通知の決裁となっている。また、起案文書で補助金交付に係る新規漁業就業者の就業内容、就業計画等の確認ができない。新規漁業の就業者支援として補助金を交付するものであるため、申請及び実績報告に添付する資料は、漁業の就業内容等が確認できる資料とするよう検討いただきたい。

### イ 洲本市域人工林森林整備計画基礎資料作成業務委託について

この業務は、洲本市内全域の人工林の状況を明らかにし、今後の森林整備や維持管理等の計画、木材利用の方針等について検討できるよう、基礎資料を作成するため調査を行うものである。

契約については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として随意契約とし、令和 5 年 8 月 21 日に契約金額 3,179,000 円で契約している。

これは、受託業者が森林管理や森林整備事業、地域の森林整備につながる木材利用・木育活動などを専門的かつ技術的に支援していることや、森林環境譲与税の活用方針の提案など兵庫県と連携して県内市町に対して支援を行っている実績があること、また、本業務は令和 3 年度に兵庫県が実施した最新のレーザー測量データを用いて評価・解析・検討するが、そのうち重要視される樹種区分データについては、現時点で取扱いや解析業務を行えるものは、受託業者のみであるためである。

業務の完了は令和 6 年 1 月 19 日、検査は 1 月 26 日に行っている。

当業務について、契約から支払いまでの関係書類等を確認したところ、概ね適正

に処理されている。

#### (4) 産業振興部 商工観光課

##### ●収入事務について

###### ア 大浜公園等使用料について

大浜公園におけるシャワー、コインロッカー、駐車場等の使用料及びその他の行政財産使用料である。令和5年度の調定額及び収入額共に25,276,063円であり、収入未済額は無い。

洲本市都市公園条例第11条及び洲本市行政財産の許可使用に関する使用料条例によると原則前納となっているが、調定日が利用日より遅いものが見受けられる。

シャワー、コインロッカー及び駐車場など使用に基づく料金の収入は、日報に収納金額及び複数人での確認を記録するなど、厳重に管理していただきたい。

また、多種類の使用料を扱っているため、それぞれの細節に合わせて管理するなど、事後に確認が容易に行えるよう整理を徹底していただきたい。

##### ●支出事務について

###### ア 洲本市起業支援事業補助金について

この補助金は、洲本市起業支援事業補助金交付要綱に基づき、起業を促進することにより、地域経済の活性化及び雇用の確保を目的としている。

令和5年度は30件の申請があり、29件の起業支援申請者に、13,434,164円が交付されている。1件が不受理として処理されているが、洲本市補助金等交付規則によると補助金等を交付しないことを決定したときは、補助金等不交付決定通知書により、その理由を補助金等の交付を申請した者に通知するものとされている。手続きについて再度確認願いたい。

手続きに係る申請書、実績報告書等を確認したところ、申請書様式に記載の添付資料で添付がないもの、日付が抜けているものなどが散見し、補助対象であることの確認不足と思われるものもある。また、提出書類の訂正および修正も多くみられる。交付申請及び実績報告に係る決裁時に、必要書類の不備がないかなどは確実に確認していただきたい。

実績報告は年度内に提出されているが、交付決定日（検査日）が翌年度になっている書類がある。地方自治法施行令第143条第1項第4号の「履行があった日」とは「履行確認（検査）の日」をいうものであると解されるので、歳出所属年度に留意していただきたい。

###### イ 旧公設市場跡地における多目的広場整備工事について

この工事は、旧公設市場跡地における人工芝の敷設や防球ネット・コート照明の設置、利用者駐車場の整備等に係る工事である。

契約については、民間の保有する人工芝に関する施工技術を積極的に取り入れること、及び中心市街地における交流の場として質の高い施工を要求するため公募型プロポーザル方式で2社より契約業者を選定し、令和6年1月9日に契約している。

契約金額は 33,000,000 円、工期は、当初令和 6 年 3 月 31 日までとしていたが、能登半島地震の影響による材料納期の遅延などで令和 6 年 5 月 15 日まで延長している。

工事は令和 6 年 4 月 26 日に完成し、同日に工事検査員による検査を行っている。同工事について、プロポーザル関係書類及び契約関係書類、完成届等を確認したところ、概ね適正に処理されていた。

#### ウ 洲本 LINE アプリ構築業務（観光アプリ、地域通貨・ポイント分野）

##### 業務委託について

この業務は、LINE をベースとした「洲本市情報統括アプリ」を構築し、LINE に連携した「観光アプリ」と「地域通貨・ポイント分野」のアプリを構築する業務である。どちらの契約も洲本市 LINE 連携アプリ構築事業として、契約事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行っている。どちらのアプリについてもプロポーザル参加事業者は 1 社であったが、審査を経て令和 6 年 1 月 24 日に契約している。契約金額は観光アプリが 5,445,000 円、地域通貨・ポイント分野が 9,295,000 円である。

業務の完了はどちらも令和 6 年 3 月 31 日で、同日に検査が行われている。実績報告書には、ユーザー画面操作マニュアル及び市役所管理画面マニュアル等があり、構築した LINE アプリの動作が確認できる。

当業務の関係書類を確認したところ、概ね適正に処理されていた。

#### エ SBRICK・ふるさと洲本交流スペース（ABRICK）の運営管理および

##### 洲本フェスタ実施業務委託について

この業務は、SBRICK などの赤レンガ建物の有効活用とその周辺でのイベント（以下 洲本フェスタ）開催による施設利用の促進及び交流人口の増大を目的とした業務を行うものである。

本契約にあたり、施設の有効活用と洲本フェスタ開催による相乗効果、民間事業者との連携による恒久的な施設運営の確立に向けた実験的・検証的な取り組みとするため、公募型プロポーザル方式にて業者を選定している。プロポーザルには 3 社が参加し、優先交渉権者と令和 5 年 4 月 1 日に契約期間を令和 8 年 3 月 31 日までの 3 か年、135,509,000 円で契約している。

令和 5 年度は 3 か年事業の初年度にあたり、事業者は、業務報告を翌月 10 日までに提出すること、洲本フェスタを年 4 回開催することとし、契約により半期毎に施設の管理を含めた業務完了の通知を提出、検査の上、支払いを受けることとされている。

令和 5 年度上半期の検査は令和 5 年 10 月 24 日に、下半期は 3 月 31 日にそれぞれ行っているが、業務報告のみで通知にあたる書類が確認できなかった。また、洲本フェスタの報告においては、チラシを確認すると参加費を徴収しているようであるが、収支報告にはその記録がない。委託契約の目的に沿った報告書の提出を求めていただきたい。

法令の遵守、契約書記載事項の履行は遺漏なく実行し、後日でも確認できるよう、十分な整理をして保管するよう努められたい。

## 8. 意見等

今回監査を実施した事務事業について、概ね適正に処理されていたが、更なる事務の適正化のために、事務処理において改善を要する事項が認められた。

収入事務においては、業務報告と金額が合っていないもの、集計表のみの管理で確認記録がないため適正かどうか判断できないもの、決裁文書及び許可書から許可日の確認ができないものがあった。

支出事務においても、通知文書に日付が記載されていないもの、報告書に日付がないため期限内に適正に行われているかの確認ができないものが見受けられた。

決裁後の通知文書に発行の日付が記載されていないこと、実績報告等で日付の入っていない文書を受付けることなどは、文書処理の取り扱いが正確に行われていなかったように見受けられる。公用文起案審査研修が行われているところではあるが、今一度文書の取り扱いについて確認していただきたい。また、各種帳簿類の整備記帳、各種証拠書類の整理保存等について、適正な事務の推進に努められたい。

プロポーザル方式の採用については、具体的かつ合理的な理由が確認できない業務もあった。今後は、令和6年10月1日付けの洲本市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに則り、公正性、透明性及び客観性が一層確保されることを期待する。また、選定委員会議事録、契約までに協議された内容や金額の変更などがある場合はその協議内容など記録を確実に残していただきたい。

今回の監査でも、業務委託契約や補助金の実績報告において、契約書及び仕様書に記載された業務内容及び事業内容が確認できない報告書や提出された報告内容に相違のあるものが一部見受けられた。契約した内容のとおり完了しているか、補助事業の内容はその目的に応じているか、検査及び確認を十分に行っていただきたい。また、委託金の前金払及び補助金等の概算払は、支出の特例による支払方法であることから、その旨を決裁文書に記載するなど、その認識を持って適正に処理されたい。

最後に、今回の監査対象課だけでなく全部署において留意され、法令等に基づいた適正な事務執行のもと、より信頼性の高い行政事務の確保に努めていただきたい。